

老後に係る税制の諸課題

～日本版個人退職年金勘定 (JIRA)の構想～

慶應義塾大学 佐藤 英明

老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定 (JIRA) の構想～

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

II 道程 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

1. 拠出段階

2. 給付段階

III 結論

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

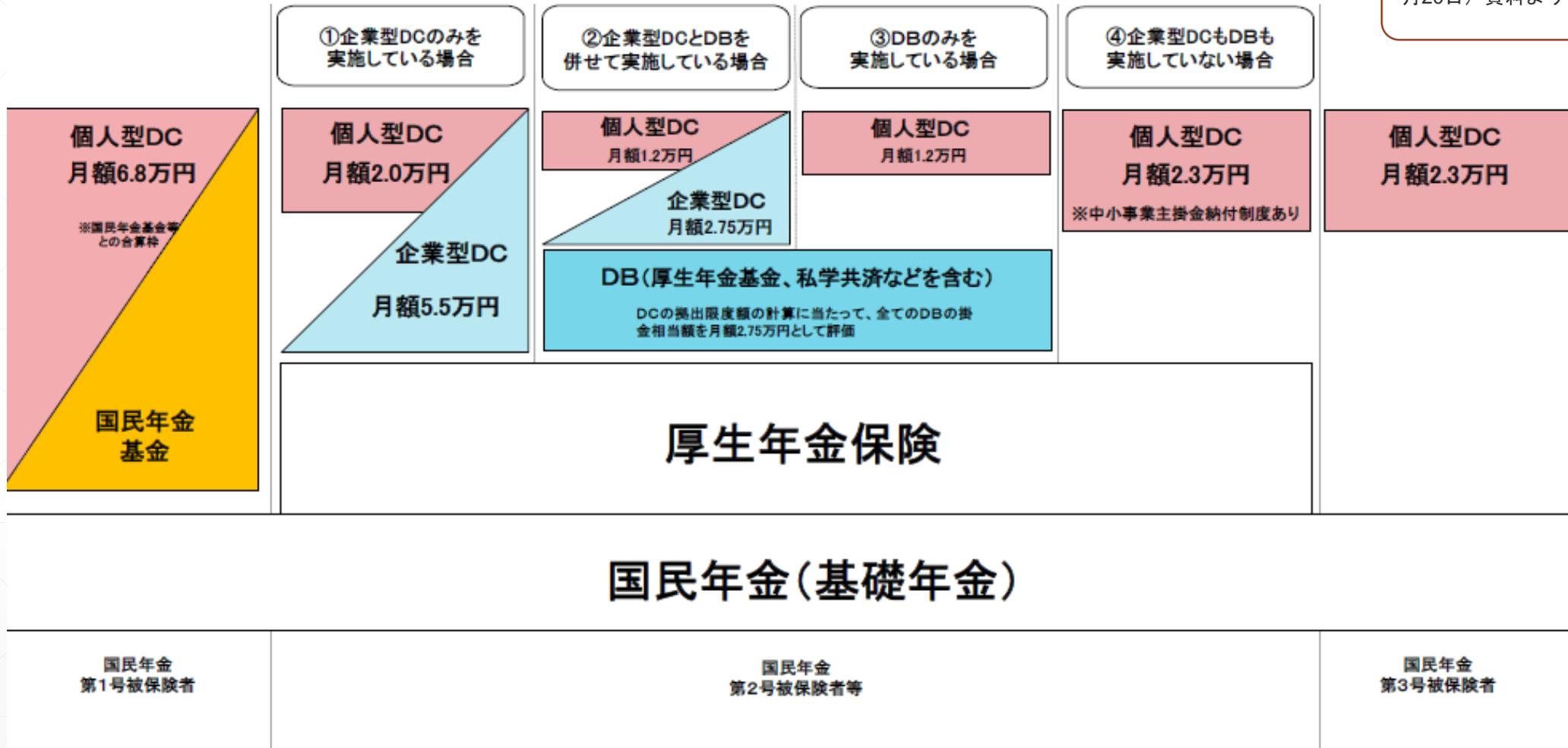
1. めざすべき将来像（未来のゴール）

- 高齡期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齡世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築
- 公的年金とともに、高齡者の生活を支える柱となる各種の年金収入への課税関係を統一

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 現状 – 2号被保険者の場合

○年金等の拠出に関する課税関係が制度により、企業により異なる



※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
 ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 現状 – 2号被保険者の場合

○労務の対価（広義の給与）の課税関係が支給形態により異なる

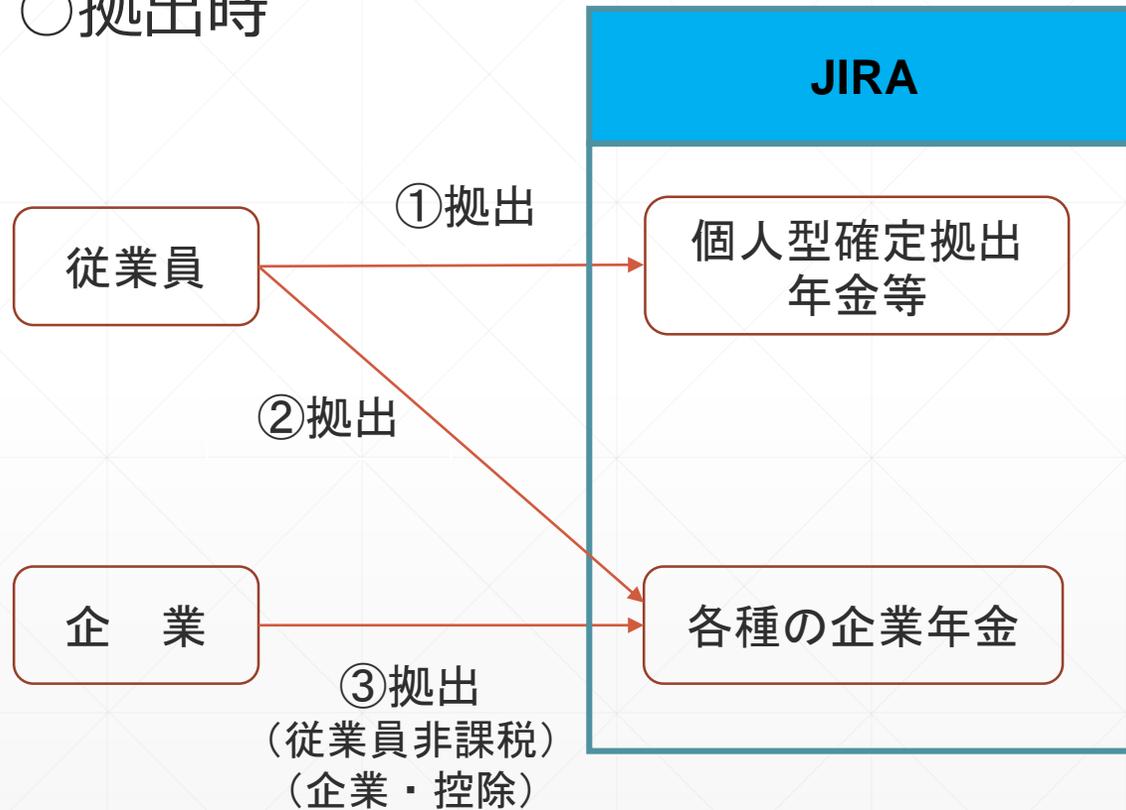
- 給与のみ.....給与所得
- 給与と退職金.....給与所得と退職所得
- 給与と「前払い退職金」.....給与所得
- 給与と企業年金（年金受給権）
.....給与所得と公的年金等（雑所得）

⇒老後の生活の糧への課税関係も異なる

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

3. 拠出と給付の統合の姿（JIRA）

○拠出時



①+②について従業員の所得から控除

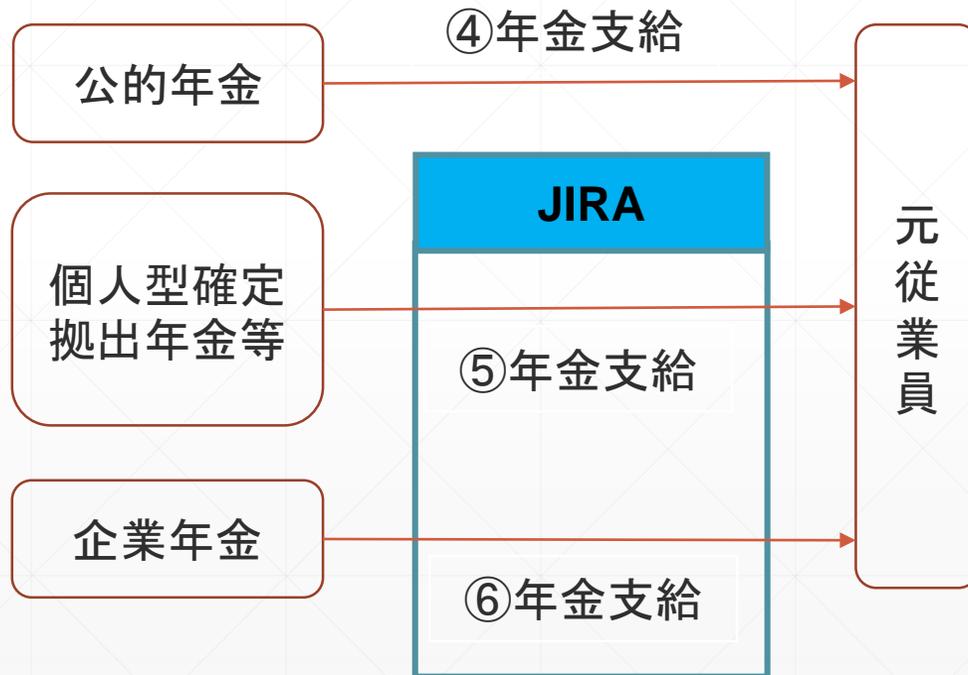
JIRAは従業員（国民）1人が1つだけ保有する「拠出の共通枠」

⇒①+②+③について上限を設定・管理

I 将来像 ～ 拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

3. 拠出と給付の統合の姿（JIRA）

○受給時



- ④+⑤+⑥の合計額が元従業員の年金にかかる収入金額となる。
- ⑤+⑥がJIRAからの受給と観念される

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

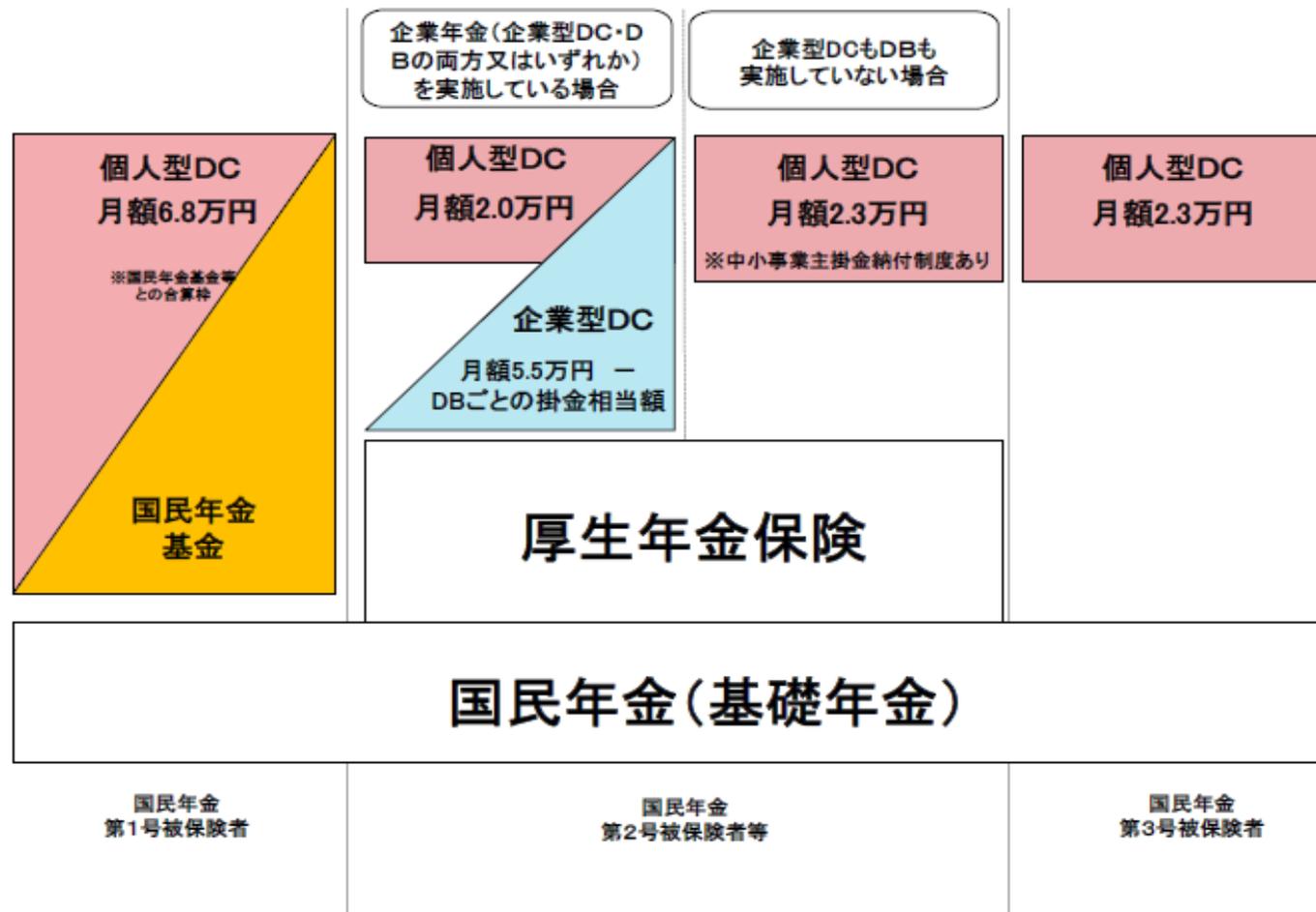
1. 拠出段階

- 企業年金と個人型確定拠出年金を統合した「拠出の共通枠」を設ける
 - 当面は、2号被保険者の拠出枠を統合して管理する

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))

第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年8月20日)資料より引用

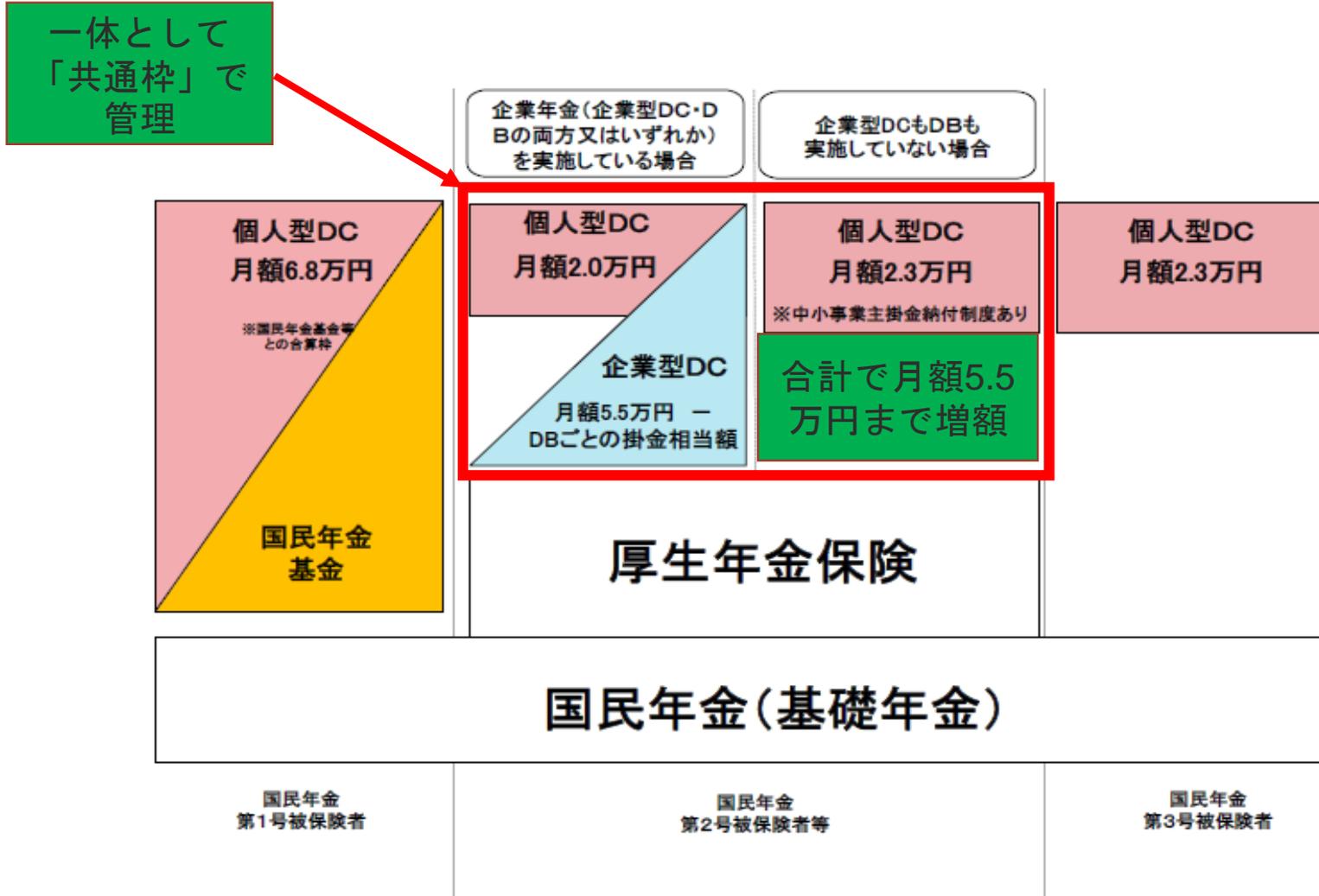


- ※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。
- ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したものを示す。

個人型DCの拠出限度額の見直しの一例

(DBごとの掛金額の実態を反映した場合のDC拠出限度額の全体像(イメージ))

第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年8月20日)資料に加筆



- ※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。
- ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したものを。

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階

- 課税は、企業年金等も公的年金等として合計する現行の扱いを維持
 - 確定給付・確定拠出年金等は公的年金を補完する制度
 - 高齢期（特に引退後）の生活の糧として、区別の必要性に乏しい
 - 年金支給時の課税の適正化については、別途検討が必要
- 「年金課税」に統合されない「退職所得」の扱いが重要

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階



- ④+⑤+⑥の合計額が元従業員の年金にかかる収入金額となる。
- ⑦と⑧は退職所得の収入金額となり、④+⑤+⑥とは課税関係が異なる。

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

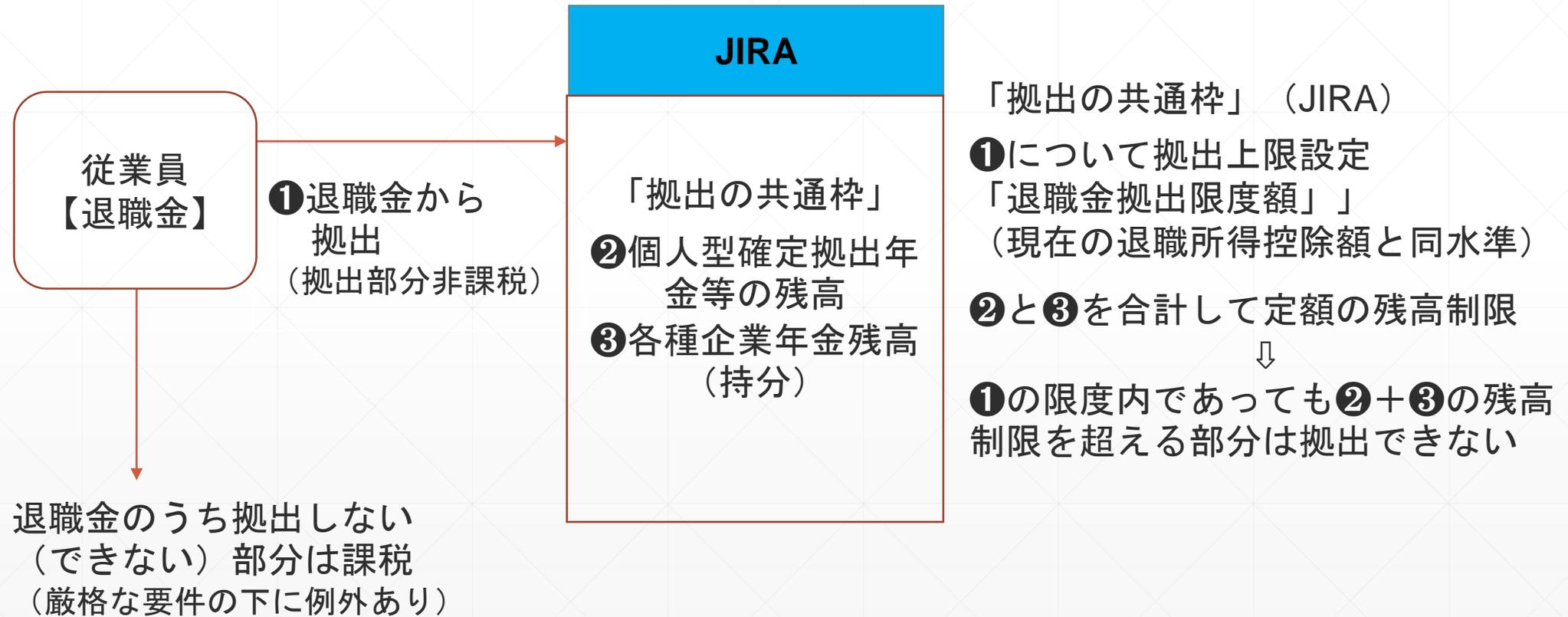
2. 給付段階

- 退職所得課税を「拠出の共通枠」である「日本版個人退職年金勘定（JIRA）」に取り込むことによる解決
 - 通常の拠出限度額とは別枠で、「退職金拠出限度額」を設ける
 - この「退職金拠出限度額」の水準を、現在の定年退職の際の退職所得控除額と同程度の水準とする
 - 年金拠出限度額を超える退職金と、限度額内でも拠出されなかった退職金は受給時に課税

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階

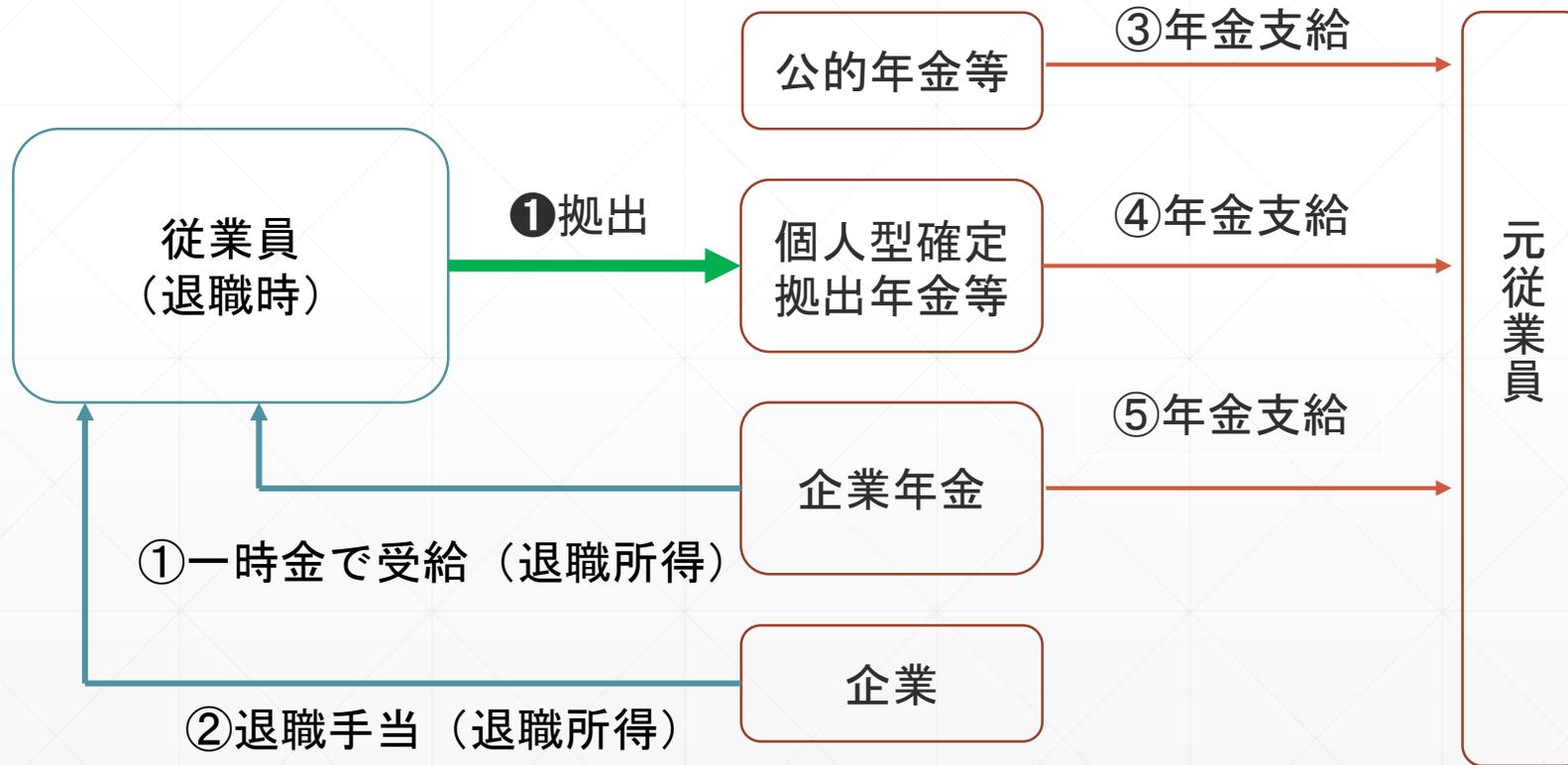
○退職時



Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階

○退職所得をJIRAに組み込んだ場合



- ①、②についても、①拠出された部分は、退職金等受給時に非課税。
- ①拠出を原資とする部分をん含め、③＋④＋⑤が元従業員の年金の収入となる。

Ⅱ 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

2. 給付段階（退職所得に関する補論）

○退職所得課税の構成要素

- 退職所得控除

勤続年数に応じて退職金から控除

- 2分の1課税

控除後の2分の1のみが課税対象

- 分離課税

退職した年の他の所得とは別に累進税率表を適用

Ⅲ 結論

- 高齢期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齢世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築が必要。 それに向けての動きとしては、
 - 当面、企業年金・個人型確定拠出年金等を通じた共通の拠出限度枠と受給時年金課税の制度の整備
(退職金からの拠出に関する制度の整備も必要)
 - 将来的に1号、3号被保険者も含めた制度とする
⇒「日本版個人退職年金勘定 (JIRA)」制度へ

ありがとうございました。
